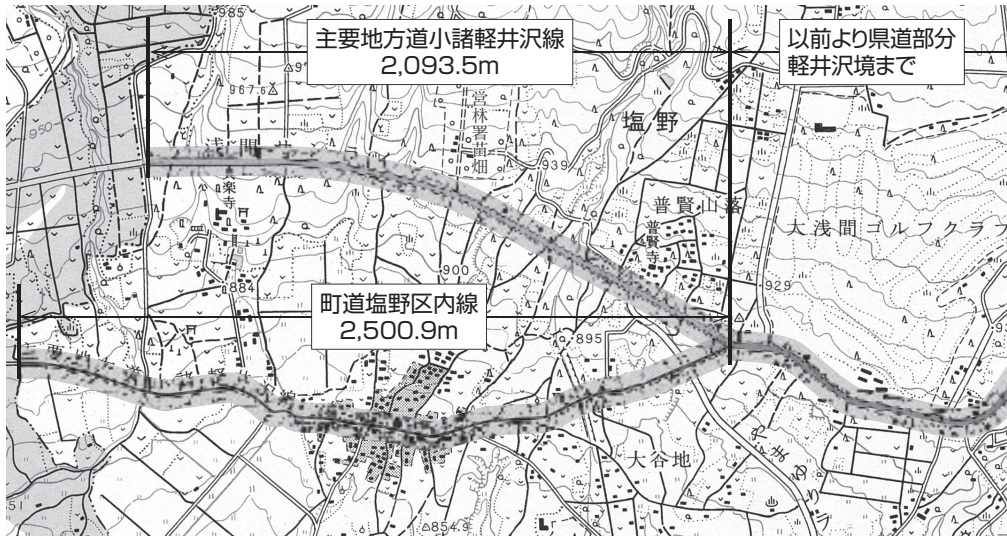


浅間サンライン(小諸市境) 大浅間ゴルフクラブ入口) の区間が県道になりました

浅間サンラインのうち、町道西城西宮原線(約2.1km)は昨年末に長野県が管理する主要地方道小諸軽井沢線となりました。大浅間ゴルフクラブ入口から軽井沢町境までは、以前から県が管理しており、これをもって町内を通っている浅間サンラインはすべて県管理の道路となりました。これに伴い、旧主要地方道小諸軽井沢線(約2.5km)は、町道塩野区内線として御代田町が管理することになります。

問い合わせ先
建設課建設係

(内線33・38)



御代田駅ホームのかさ上げ工事が完了しました

10月から12月上旬まで行っていた御代田駅ホームのかさ上げ工事が完了しました。

この工事は、電車とホームの間の段差や、すき間を解消するために行いました。これまでの段差などが解消されたことで、利用者の皆さまにはより安全にご利用



工事着工前
約30cmほど段差がありました。



工事着工後
約10cmの段差に解消されました。

用いただくことができます。今後とも、しなの鉄道御代田駅を積極的にご利用ください。

問い合わせ先

しなの鉄道経営企画課
0268(21)4701
企画財政課企画係
(内線53番)

平成22年度利用者募集 駅西駐車場 駅北駐車場

町営有料駐車場の契約利用者を募集します。

平成21年度の契約をされている方も募集の対象となります。

募集台数

駅西駐車場 26台
駅北駐車場 30台

契約料金

年額 36,000円

※都合により途中で解約された場合は、未使用の月分を月割りで払い戻しいたします。

募集期間(土日を除く)

3月1日(月)～3月15日(月)

申込方法

町営駐車場使用申込書に必要事項を記入の上、駐車する車の自動車検査証の写しを添えて直接お持ちになりお申し込みください。申込書は企画財政課窓口にて用意してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先

企画財政課財政係(内線54)

平成22年度

東信交通災害共済に 加入しましょう！

東信交通災害共済は、国内において交通事故により人身に災害を受けた方を救済するための支え合い共済です。掛金は、年間一人5000円で、最高100万円(死亡時)の見舞金が給付されます。

町から各世帯へ送付いたします「交通災害共済加入のご案内」通知を持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。

平成22年3月31日までに申し込みをされた方は、平成22年4月1日から会員となることができます。お早めにお申し込みください。
「まさか」の事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

【共済掛金】
年間一人5000円

【会員期間】

平成22年4月1日～
平成23年3月31日
(ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、その翌日から平成23年3月31日までとなります。)

【会費納入場所】

- 八十二銀行本店・支店
- 上田信用金庫本店・支店
- ゆうちよ銀行
- (長野、新潟県内に限る)

● 佐久浅間農業協同組合

(町内の支所に限る)
※役場総務課窓口では、お申し込みできません。御代田町指定金融機関(役場内の銀行)をご利用ください。

【交通事故の場合の措置】

交通事故(自損事故を含む)

で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に報告してください。報告が正しくされない場合(無届けおよび物件事故扱いなど)は、見舞金の支給制限を受けることがあります。

【見舞金の請求】

自動車や自転車で行方不明の事故により人身に災害

を受けたときは、事故発生日から1年以内の災害の程度に応じて共済見舞金を支給します。役場総務課にて申請用紙をお渡しいたします。請求期間は、事故発生日から2年以内です。

【後遺障害見舞金】

共済見舞金と同様の事故により、事故発生日から2年以

内にその事故を直接の原因として身体障害者手帳の交付を受けた場合に支給します。請求期間は、身体障害者手帳交付日から1年以内です。共済見舞金とは別に支給します。

【問い合わせ先】

総務課庶務係(内線25)

【共済見舞金等級表】

等級	災害の程度	金額
1	死亡	100万円
2	入院治療実日数140日以上	30万円
3	入院治療実日数110日以上	25万円
4	入院治療実日数80日以上	20万円
5	入院治療実日数30日以上、かつ通院治療実日数30日以上	15万円
6	入院治療実日数20日以上、かつ通院治療実日数20日以上、または通院治療実日数70日以上	10万円
7	入院治療実日数15日以上、かつ通院治療実日数15日以上、または通院治療実日数50日以上	8万円
8	入院治療実日数10日以上、かつ通院治療実日数10日以上、または通院治療実日数35日以上	6万円
9	入院治療実日数6日以上、かつ通院治療実日数6日以上、または通院治療実日数20日以上	4万円
10	入院治療実日数3日以上、かつ通院治療実日数3日以上、または通院治療実日数10日以上	3万円
11	治療実日数(入通院合算) 4日以上	2万円

備考

- ①1日に2ヵ所以上の医療機関で治療を受けても実日数は1日とする。
- ②通院治療には往診治療を含むものとする。
- ③通院治療実日数は、入院治療実日数で補足できるものとする。
- ④自動車安全運転センターの交通事故証明書の照合記録簿の種別が物件事故の場合及び交通事故証明書の添付がない(交通事故申立書の添付で請求する)場合は4万円までを支給の上限とする。

【後遺障害見舞金等級表】

等級	障害の程度	金額
1	身体障害者手帳1級または2級	100万円
2	身体障害者手帳3級または4級	50万円

見舞金の支給制限

見舞金等級表の備考④の場合。会員または見舞金受取人の故意による場合。天災、暴動等異常事態による場合。正当な理由なしに医師の指示に従わない場合。